# 令和6年度 熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金 のポイント

### 1 補助対象者

「熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線(以下「JAL便」という。)」を利用する以下の要件を満たす団体向け旅行商品を造成・催行又は個人向けフリープランを手配した旅行会社が対象。なお、一つの旅行会社で複数の支店又は事業所があり、支店又は事業所ごとに団体向け旅行商品を造成・催行等する場合は、支店又は事業所ごとを補助対象者とする。

## ①②〈航空機利用+県内宿泊プランの場合〉

- ①「JAL便の片道又は往復利用」 +「県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行」
- ②「 " 「果内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配」

補助対象期間 ・令和6年12月1日から令和6年12月26日まで

・令和7年 1月6日から令和7年 2月28日まで

### ③④〈航空機利用+県内発旅行プランの場合〉

- ③「JAL便の片道又は往復利用」+ 「県内発の団体向け旅行商品を造成・催行」
- ④「 " 」+ 「県内発の個人向けフリープランを手配」

補助対象期間 ・令和6年12月1日から令和6年12月26日まで

・令和7年 1月6日から令和7年 2月28日まで

#### ⑤⑥〈航空機利用(特定の便)+県内宿泊プランの場合〉

⑤「JAL便(JAL212 便、JAL219 便)の片道又は往復利用」

+「県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行」

+「県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配」

補助対象期間 ・令和6年11月1日から令和6年11月30日まで

#### 【留意点】

・①~⑥共通: JAL便の利用について、往路・復路のどちらかが補助対象期間から外れる場合は、 補助対象期間内の利用分のみ補助金の対象とする。

(例:2/27~3/1の旅行日程の場合、2/27の利用が補助金の対象)

・②④⑥共通:個人向けフリープランの手配について、補助対象期間内にJAL便を利用するものを 補助金の対象とする。

(例:3/1~3/3の旅行日程を2月に手配した場合、補助金の対象外)

・⑤⑥共通 : 対象となる便(往路: JAL219 便、復路: JAL212 便)を往復で利用した場合は、往復分が補助金の対象とする。なお、往路又は復路のどちらかが対象外となる便の利用の場合は、片道分が補助金の対象とする。

(例1:往路 11/10 JAL219 便、復路 11/12 JAL212 便の場合、往復分が補助金の対象) (例2:往路 11/10 JAL219 便、復路 11/12 JAL218 便の場合、往路分が補助金の対象)

### 2 補助金額活用等の広告

旅行商品について各種媒体で広告する際は、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示を積極的に取り組んでください。

# 3 補助金額

- 対象旅行商品の搭乗者1名あたり片道2,000円、往復4,000円
- ・旅行会社ごとの補助回数、補助金の上限額

旅行プラン	補助回数	補助金の上限額
1~4	各年度1回	合計 600,000 円
56	各年度1回	合計 200,000 円

・(参考) 令和6年度予算額 ①~⑥の合計4,000,000円

# 4 覚書の締結

旅行商品の搭乗日までに、南紀白浜空港利用促進実行委員会会長との覚書(別紙様式)の締結が必要。

# 5 実績報告書と請求書の提出

(1) 提出期限

最終搭乗日から起算して 30 日以内

- (2) 提出するもの
  - ·請求書(任意様式)
  - ・ JAL 便の搭乗者の総数や搭乗者の実績(搭乗日、便名、航空券予約番号等)、宿泊先(①②⑤⑥ の場合)がわかる資料(参考:別紙「実績報告」)

# 5 補助金の交付

委員会は、適正な請求書を受理した翌月末日までに補助金を交付。

### |6 補助金事業の公表

ホームページでの当該補助事業に関する情報の公表 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/082400/d00218324.html

#### お問い合わせ

南紀白浜空港利用促進実行委員会 (事務局)和歌山県県土整備部港湾空港局 港湾空港振興課 堀

住 所 和歌山市小松原通1-1

TEL 073-441-3154 / FAX 073-433-4839

E-mail e0824003@pref.wakayama.lg.jp